

日本小学生バレーボール連盟ブロック小学生連盟規程

1. この規程は、「日本小学生バレーボール連盟規約」第4章に基づく組織について定める。
2. 各ブロック小学生連盟（以下ブロック小連）は、日本小学生バレーボール連盟（以下日小連）の加盟団体として、日小連及びブロック小連内の伝達・連絡・調整を行う。
3. ブロック小連には、次の役員を置く。
会 長 1名
副会長 若干名
理事長 1名
その他ブロックの必要に応じて
4. 役員任期は2年とし、再任は妨げない。
5. 会長は、ブロックを構成する都道府県小連の会長の中から互選する。
6. 副会長は、ブロックを構成する都道府県小連の会長の中から互選する。
7. 理事長は、ブロックを構成する都道府県小連理事長の中から互選する。
8. ブロック理事長は、日小連のブロック理事となり日小連及びブロック内外の伝達・連絡・調整の業務を推進する。